

京都市告示第 391号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年11月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原野14号線	西京区大原野灰方町575番地の1地先から 同町255番地の4地先まで	旧	メートル 114.50	メートル 5.20 ~ 6.50
		新	110.00	10.00

(建設局土木管理部道路明示課)